

法人の概要

拠点住所	520-0044 大津市京町三丁目5番12号		
ふりがな 法人名	しゃかいふくしほうじん おおつにおのはましようがいしゃふくしほうじん 社会福祉法人 大津におの浜障害者福祉法人	ふりがな 代表者氏名	りじちよう しらすぎ しげお 理事長 白杉 滋朗
主たる事務所	520-0801 大津市におの浜四丁目2-33	TEL FAX	077-511-2111 077-527-5515
許可年月日 番号	平成13年3月22日 第340号	設立登記 年月日	平成13年3月28日

法人の事業

	事業内容
第2種 社会福祉事 業	大津市立障害者福祉センターの受託経営
	相談支援事業の経営
	一般相談支援事業の経営
	特別相談支援事業の経営

役員等 (敬称略、順不同)

理事 9名

区分	氏名	任期
理事長	白杉滋朗	自R1.6 至R3.6
理事	白杉滋朗	
	奥村清和	
	石野富志三郎	
	乾澤正和	
	西川実千子	
	元藤大幹	
	秋田悦雄	
	泉谷勝彦	
梅田 道廣	自R1.11 至R 3.6	

監事 2名

区分	氏名	任期
監事	後藤康幸	自R1.6
	新實幸子	至R3.6

第三者委員会

氏名	
松村 裕美	学識経験者
藤木 充	評議員

評議員 10名

区分	氏名	任期
評議員	北村 茂	自H29.4 至 R3.6
	杉浦 登	
	中澤聡	
	千代章浩	
	藤本捷子	
	村田隆紀	
	藤木 充	
	北條利一	
	福田 實	
	佐藤 章	

法人単位資金収支計算書

(自) 平成 31年 4月 1日 (至) 令和 2年 3月 31日

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	
事業活動による収支	収入	障害福祉サービス等事業収入	25,548,000	25,590,592	△ 42,592	
		受取利息配当金収入	2,200	2,225	△ 25	
		その他の収入	855,000	860,136	△ 5,136	
	事業活動収入計 (1)		26,405,200	26,452,953	△ 47,753	
	支出	人件費支出	19,992,000	20,005,490	△ 13,490	
事業費支出		6,736,100	6,642,583	93,517		
事務費支出		1,473,200	1,420,357	52,843		
事業活動支出計 (2)		28,201,300	28,068,430	132,870		
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)		△ 1,796,100	△ 1,615,477	△ 180,623		
施設整備等による収支	収入					
		施設整備等収入計 (4)	0	0	0	
	支出					
施設整備等支出計 (5)		0	0	0		
施設整備等資金収支差額 (6)=(4)-(5)		0	0	0		
その他の活動による収支	収入					
		その他の活動収入計 (7)	0	0	0	
	支出					
その他の活動支出計 (8)		0	0	0		
その他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)		0	0	0		
予備費支出 (10)		0	—	0		
		△ 0				
当期資金収支差額合計 (11)=(3)+(6)+(9)-(10)		△ 1,796,100	△ 1,615,477	△ 180,623		
前期末支払資金残高 (12)		34,486,970	34,486,970	0		
当期末支払資金残高 (11)+(12)		32,690,870	32,871,493	△ 180,623		

法人単位事業活動計算書

(自) 平成 31年 4月 1日 (至) 令和 2年 3月 31日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収	障害福祉サービス等事業収益	25,590,592	199,119,632	△ 173,529,040
	益	サービス活動収益計 (1)	25,590,592	199,119,632	△ 173,529,040
	費用	人件費	20,012,090	159,176,649	△ 139,164,559
		事業費	6,642,583	30,014,884	△ 23,372,301
		事務費	1,420,357	18,922,662	△ 17,502,305
		減価償却費	280,152	382,473	△ 102,321
費用計 (2)	28,355,182	208,496,668	△ 180,141,486		
サービス活動増減差額 (3)=(1)-(2)	△ 2,764,590	△ 9,377,036	6,612,446		
サービス活動外増減の部	収	受取利息配当金収益	2,225	2,235	△ 10
	益	その他のサービス活動外収益	860,133	2,385,824	△ 1,525,691
	益計 (4)	862,358	2,388,059	△ 1,525,701	
	費用	サービス活動外費用計 (5)	0	0	0
	サービス活動外増減差額 (6)=(4)-(5)	862,358	2,388,059	△ 1,525,701	
経常増減差額 (7)=(3)+(6)	△ 1,902,232	△ 6,988,977	5,086,745		
特別増減の部	収				
	益	特別収益計 (8)	0	0	0
	費用	固定資産売却損・処分損	6	0	6
	費用計 (9)	6	0	6	
特別増減差額 (10)=(8)-(9)	△ 6	0	△ 6		
当期活動増減差額 (11)=(7)+(10)	△ 1,902,238	△ 6,988,977	5,086,739		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額 (12)	34,088,566	41,077,543	△ 6,988,977	
	当期末繰越活動増減差額 (13)=(11)+(12)	32,186,328	34,088,566	△ 1,902,238	
	基本金取崩額 (14)	0	0	0	
	その他の積立金取崩額 (15)	0	0	0	
	その他の積立金積立額 (16)	0	0	0	
	次期繰越活動増減差額 (17)=(13)+(14)+(15)-(16)	32,186,328	34,088,566	△ 1,902,238	

法人単位貸借対照表

令和 2年 3月 31日 現在

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	33,390,965	57,681,733	△ 24,290,768	流動負債	1,348,300	24,016,991	△ 22,668,691
現金預金	24,229,065	57,262,433	△ 33,033,368	事業未払金	517,972	19,018,526	△ 18,500,554
事業未収金	170,000	367,078	△ 197,078	その他の未払金	0	3,665,582	△ 3,665,582
未収金	8,991,900	0	8,991,900	職員預り金	1,500	510,655	△ 509,155
立替金	0	52,222	△ 52,222	賞与引当金	828,828	822,228	6,600
固定資産	10,143,663	10,423,824	△ 280,161	固定負債	0	0	0
基本財産	10,000,000	10,000,000	0	負債の部合計	1,348,300	24,016,991	△ 22,668,691
定期預金	10,000,000	10,000,000	0				
その他の固定資産	143,663	423,824	△ 280,161				
器具及び備品	13,325	173,174	△ 159,849	基本金	10,000,000	10,000,000	0
ソフトウェア	130,338	250,650	△ 120,312	第1号基本金	10,000,000	10,000,000	0
				国庫補助金等特別積立金	0	0	0
				その他の積立金	0	0	0
				次期繰越活動増減差額	32,186,328	34,088,566	△ 1,902,238
				(うち当期活動増減差額)	△ 1,902,238	△ 6,988,977	5,086,739
				純資産の部合計	42,186,328	44,088,566	△ 1,902,238
資産の部合計	43,534,628	68,105,557	△ 24,570,929	負債及び純資産の部合計	43,534,628	68,105,557	△ 24,570,929

社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会

役員報酬等支給基準

(平成29年制定)

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人大津におの浜障害者福祉協会（以下「法人」という。）定款第21条の規定による役員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対する報酬は、理事長を除き支給しない。ただし、理事長が支給することが妥当と判断した場合は、評議員会の承認を得て支給することができる。

- 2 理事長の報酬は、月額60,000円とする。
- 3 評議員の報酬は無報酬とする。

(支給日)

第3条 理事長の報酬は、毎月25日に支払う。ただし、その日が金融機関の休日の場合は、その日前であって金融機関の休日でない最も近い日を支給日とする。

(規程の改廃)

第4条 この基準の改廃は、評議員会の承認を得て行うものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年6月12日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年6月12日より施行し、平成29年4月1日から適用する。